

学校いじめ防止基本方針

～ わたしたちは いじめを しない させない 見逃さない ～

令和7年4月

高島市立朽木東小学校

目 次

I	いじめ対策の基本的な考え方	1
1	はじめに	
2	いじめ防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義（法第2条より）	
4	いじめの認知	
II	学校における施策	
1	学校の基本的施策	
2	学校の取組（別添1）	
3	いじめ防止等の対策のための組織（別添2）	
4	ストップいじめ行動計画（別添3）	
5	重大な事態への対処	
6	学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
	（別添1）学校の取組	4
1	学校の取組	
(1)	教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
(2)	いじめの防止と早期発見	
(3)	いじめへの対処	
(4)	職員研修の充実	
2	家庭との連携	
(1)	保護者と学校が一体となった学校づくり	
(2)	保護者との協力	
(3)	保護者へのアンケートの実施	
(4)	P T A活動の推進	
(5)	保護者相談日の設定	
(6)	ひびきあい活動の充実	
3	地域との連携	
(1)	学校運営協議会との連携	
(2)	中学校区で校種間連携	
(3)	地域への働きかけ	
	（別添2）いじめ防止等の対策のための組織	8
	（別添3）ストップいじめ行動計画	9
I	いじめ対策の基本的な考え方	

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国の基本方針を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やスポーツ少年団等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

II 学校における施策

I 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受ける児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには警察と連携して対処するものとする。

2 学校の取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。（詳細は別添１に記載）

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。（詳細は別添２に記載）

また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加え、実効的ないじめ防止等の対策に取り組む。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応できるよう、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を超えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性の向上を図る。

4 ストップいじめ行動計画

学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対策等に関する措置を実効的に行うため、ストップいじめ行動計画を作成、推進することとする。（詳細は別添３に記載）

5 重大な事態への対処

重大な事態（法 28 条）への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行うこととする。

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

(別添Ⅰ) 学校の取組

Ⅰ 学校の取組

(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

①正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、児童の正義感や人権尊重の意識等を育成します。

②わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業を通して「自己決定力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育みます。

③道徳教育・人権教育や特別活動の充実

道徳教育・人権教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育みます。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」(インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む)や「豊かな人間関係を育む力」を育成します。

④認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気になった学級や集団づくりに努めます。

⑤児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努めます。

⑥児童による主体的な活動の展開

道徳科の授業はもとより、学級活動や児童会において、児童自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、いじめの防止等の対策にかかる取組を設けるなどして、子ども同士が支え合う児童の主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行います。

(2) いじめの防止と早期発見

①些細な変化を見逃さない取組

児童の些細な変化を見逃さないように休み時間や放課後等に校舎内を巡回し、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努めます。

②児童へのアンケートの実施

アンケートを学期に1回以上実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握します。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、的確な把握に努めます。

③教育相談の実施

教育相談を定期的の実施し、児童生徒の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題の共感的に理解するよう努めます。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわっていただけるような教育相談の工夫を行います。

④情報交換会等の実施

全教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報交換会を行い、組織的に指導、支援を行います。

⑤児童が悩みなどを相談できる環境づくり

職員室前に「心の相談ボックス」を設置します。困ったことや心配なことがあり、だれかに相談したいことがある児童が投函したら、些細なことでもすぐに話を聞き、児童に寄り添うように努めます。

(3) いじめへの対処

①全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。

②すべての教職員による組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教職員が一人で対応しようとせず、直ちに事案に係る情報の全てを「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、委員会で速やかに方針を決定し、組織的に対応します。

③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会や各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組めます。

④いじめの解消について

国のいじめ防止基本方針にもあるように、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」であるかどうかは、少なくとも次の二つの要件が満たされているかを確認することにより判断します。

ア) いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

イ) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消しているとは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守ります。

(4) 職員研修の充実

①指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。

②校内研修の充実

児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施します。

2 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童の様子を今まで以上に学校便りや学年通信等で情報発信を行い、PTAとの協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

(2) 保護者との協力

保護者との連絡をより密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

(3) 保護者へのアンケートの実施

アンケートを学期（児童と同じ時期）に1回以上実施し、いじめをはじめとする保護者の悩みや訴えを早期に把握します。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、的確な把握に努めます。

(4) PTA活動の促進

PTA活動で、「いじめの未然防止」等生徒指導に関する研修会、保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が児童の様々な課題（インターネットを通じて行われるいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

(5) 保護者相談日の設定

学校開放日などを利用して、保護者が気軽に子育て等について教職員に相談することができるよう体制を整えます。

(6) ひびきあい活動の充実

ひびきあい活動では、話し合い活動の充実を図り、子どもたちの様子などについて情報交換し、保護者とも協力していじめ未然防止に努めます。

3 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

校長が意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況について積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認します。

(2) 中学校区で校種間連携

定期的に、また突発的な事象が起こったときなどに、朽木中学校、朽木西小学校、朽木こども園の関係者と「拡大生徒指導連絡会」を開催し、情報交換を行い、共通理解を図る。

(3) 地域への働きかけ

学校の取組や児童の様子を学校便りやホームページ等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童に関する課題について、理解と協力を求めます。また、地域在住の先輩教師にも学校開放日等に来校していただき、児童の様子等を観察してもらい、アドバイスしてもらいます。

（別添２）いじめの防止等の対策のための組織

（高島市立朽木東小学校）

<いじめ防止対策委員会>

■構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当学年担任等
（事案によって、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する）

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。具体的には、以下の役割を担うこととする。

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割
- 5 いじめの解消に関すること

また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。

(別添3)

ストップいじめ行動計画

高島市立朽木東小学校

わたしたちは、いじめを しない させない 見逃さない

教 員

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 全職員が、絶対にいじめや仲間外れを許さないという強い決意と態度で指導にあたる。
- 「全教職員で全校児童を見ていく」ことを共通理解し、柔軟に体制を整え指導にあたる。
- 「一人ぼっちをつくらない」を合言葉に、休み時間に一人でいる子を見かけたら必ず声かけをして、担任や教育相談担当に連絡する。

未然防止と早期発見に努めます

- 日常的に児童、保護者、スポーツ少年団指導員、学童指導者、学校評議員、PTA、スクールガード等からの情報収集に努め、「僅かなことも見逃さない」意識をもち、全教職員での情報共有と共通理解を図る。
- 職員打ち合わせ、職員会議の第1項目に、「児童の様子」の項目をあげ、情報交換を行う。
- 学期に1度は「いじめアンケート」と「聞き取り調査」を実施する。
- 年3回教育相談週間を設け、担任だけでなくフリーの職員も児童との面談にあたる。
- 「全教職員で全校児童を見ていく」視点にたち、児童のことで気になることがあれば、担任および生徒指導担当者、教育相談担当者、校長、教頭に迅速に報告する。
- 全校集会や昼の放送でのスピーチや意見発表等、児童が積極的に発言できる場を設ける。

職員研修の充実を図ります

- いじめ防止の研修を行い、教職員の人権感覚を磨き、いじめ防止の指導教材の研究に努める。
- 児童の気持ちや思いを十分に聞き取るための「カウンセリングマインド」の研修に努める。
- 望ましい学級経営のあり方、児童間の仲間作り、気になる児童への適切な対応方法等についての研修の機会を積極的に設け職員の力量を高める。長期休業中の自己研修の奨励にも努める。

指導体制の強化に努めます

- 日頃から職員間の意思疎通を図り、「報・連・相」プラス「確認・記録」の指導体制を確立する。
- 子どもや保護者に信頼される教職員をめざし、日頃から子どもや保護者の言葉に耳を傾け、適切な指導ができるよう自己研鑽に努める。
- スクール・カウンセラーや相談員との意思疎通を図り、連携を深める。

説明責任を果たします

- 全校集会や学校だよりで、児童や保護者に「学校は絶対にいじめを許さない」ことを知らせる。
- いじめの事実を確認した場合、児童・保護者には、誠意をもち、かつ迅速に指導・対処し、場合によっては臨時の保護者会を開催する。

子ども

いじめのない楽しい学校をつくります

- 定期的に朝のあいさつ運動を実施。
- 陰口や悪口を絶対に言わない。
- いじめにつながる事象を見たり聞いたりしたらすぐに先生に知らせる。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 学級のめあてを作り、学期始めと学期末に具体的な取り組みと反省を発表する。
- たてわり活動の充実と良きリーダーの育成。
- 毎週1～2回、学級でのみんな遊びを実施。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 話す人の顔を見て、目と耳で聞く。
- 相手の気持ちを考えて聞く。

保護者

子どもを見守り、向き合います

- 各学期に1週間のノーメディアウィークを設定し、親子のふれあいに努めます。
- 子どもを見守り、向き合う子育ての姿勢に努めます。

PTA活動を促進します

- いじめ防止をテーマとした研修会を増やすようにします。
- ひびきあいの機会などを捉え、親同士の交流に努めます。

学校と協力し解決にあたります

- 小さな変化も見逃さず、気になったことは学校に連絡します。
- いじめの事実が判明したときは学校と協力し、解決にあたります。

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	☐ いじめ対策に係る共通理解と研修【職員会議・職員研修】 ☐ いじめ対策会議編成【職員会議】 ☐ SOSボックスの設置（職員室前）	▲いじめ対策についての協議 【役員会】
5月	●いじめ撲滅に向けた学級目標と1学期努力項目の発表 【学級活動・朝の放送】	
6月	☐ ○運動会を通した集団づくり、人間関係づくり【運動会】 ■いじめ第1回保護者アンケート	△親子のふれあい強化週間【第1回NO!メディアウィーク実施期間】
7月	■いじめ第1回アンケート・教育相談 ●いじめ撲滅に向けた学級目標と努力項目の振り返り	
8月	☐ 1学期のいじめ対策の反省と2学期の取組の協議 ●いじめ撲滅に向けた学級目標と2学期努力項目の発表 【学級活動・朝の放送】	△親子のふれあい強化期間 【夏季休業】
9月	●いじめ撲滅に向けた学級目標と2学期努力項目の発表 【学級活動・朝の放送】 ●児童会「いじめをなくそう標語・ポスター作り」	
10月	■いじめ第2回アンケート・教育相談 ■いじめ職員研修【校内研修】	▲保護者向けアンケートの実施 △各学年【ひびきあい活動】
11月	●「命を大切にする授業」の実施 2年、4年、6年 ■子どもを語る会 ■●人権講演会	△親子のふれあい強化週間【第2回NO!メディアウィーク実施期間】 ▲人権講演会
12月	☐ 児童や保護者からの情報集約【学校評価】 ●いじめ撲滅推進活動（人権週間）【朝の放送】 ●いじめ撲滅に向けた学級目標と努力項目の振り返り 【学級活動(代表委員会からの提案と連携)・朝の放送】	△親子のふれあい強化期間 【冬季休業】
1月	●いじめ撲滅に向けた学級目標と3学期努力項目の発表 【学級活動・朝の放送】 ○心理授業の実施 5年、6年	
2月	■いじめ第3回アンケート・教育相談 ○全校大なわ大会を通した集団づくり、人間関係づくり 【大なわ大会】	△学校開放日の授業参観【学校開放日】 △親子のふれあい強化週間【第3回NO!メディアウィーク実施期間】
3月	■子どもを語る会 ☐ 情報交換、指導記録の引継【保小中連絡会】 ●いじめ撲滅に向けた学級目標と努力項目の振り返り	
年間随時	■休み時間・昼休み等の児童観察と情報交換【随時】 ■職員会議や学校いじめ防止対策委員会、打ち合わせ時に情報交換会【随時】 ■○校内人権の日【毎月10日】	▲家庭でのあいさつ、早寝早起き朝御飯の取組【毎日】

□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：PTAの取組や活動
 （特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、のマークを付ける）